

発議第 20 号

山形県議会政治倫理向上対策検討委員会の設置について（案）

山形県議会会議規則第 123 条第 2 項の規定により、臨時的な協議又は調整を行うための場を次のとおり設ける。

- 1 名 称 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会
- 2 目 的 議員の政治倫理の向上を図り県民の信頼を回復するための取組みの検討
- 3 構 成 員 議長が指名する議員 7 人
- 4 招集権者 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会委員長
- 5 期 間 目的に係る協議の終了まで

以上の議案を、山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 11 月 29 日

山形県議会議長 坂 本 貴美雄 殿

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 島 津 良 平